

福岡県公報

平成24年6月29日
第3407号

目次

告示 (第1153号 - 第1175号)

○道路の供用の開始	(道路維持課)	2
○土地改良区の役員の就任及び退任	(農村森林整備課)	2
○土地改良区の役員の就任及び退任	(農村森林整備課)	2
○土地改良区の役員の就任及び退任	(農村森林整備課)	3
○土地改良区の役員の就任及び退任	(農村森林整備課)	4
○土地改良区の役員の就任及び退任	(農村森林整備課)	4
○土地改良区の役員の就任及び退任	(農村森林整備課)	5
○廃棄物が地下にある土地の区域の指定	(廃棄物対策課)	7
○大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等	(中小企業振興課)	7
○大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等	(中小企業振興課)	7
○大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等	(中小企業振興課)	7
○特定非営利活動法人の定款変更の認証申請	(社会活動推進課)	8
○土地の取用又は使用の手続の開始	(用地課)	8
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	9
○大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等	(中小企業振興課)	9
○特定非営利活動法人の定款変更の認証申請	(社会活動推進課)	9
○特定非営利活動法人の定款変更の認証申請	(社会活動推進課)	10

○保安林予定森林の所在場所等	(農山漁村振興課)	10
○保安林予定森林の所在場所等	(農山漁村振興課)	11
○道路の区域の変更	(道路維持課)	11
○道路の供用の開始	(道路維持課)	11
○道路の区域の変更	(道路維持課)	11
○道路の供用の開始	(道路維持課)	12

公 告

○建設業の営業の一部停止	(建築指導課)	12
○建設業の営業の一部停止	(建築指導課)	13
○建設業の営業の一部停止	(建築指導課)	13
○意見募集の結果の公示	(税 務 課)	14
○意見公募手続を実施しなかった理由等の公示	(県営住宅課)	14
○家畜改良増殖法に基づく種畜証明書の手続き	(畜 産 課)	14
○落札者等の公示	(企画交通課)	15
○落札者等の公示	(企画交通課)	15

公安委員会

○警備員指導教育責任者講習の実施	(警察本部生活安全総務課)	16
○警備業法第23条に規定する検定の実施	(警察本部生活安全総務課)	18

雑 報

○西日本宝くじの発売条件等	(財 政 課)	20
○西日本宝くじの発売条件等	(財 政 課)	20
○西日本宝くじの発売条件等	(財 政 課)	21
○西日本宝くじの発売条件等	(財 政 課)	21
○西日本宝くじの発売条件等	(財 政 課)	22
○西日本宝くじの発売条件等	(財 政 課)	22
○西日本宝くじの発売	(財 政 課)	23
○西日本宝くじの発売	(財 政 課)	23
○西日本宝くじの発売	(財 政 課)	24
○西日本宝くじの発売	(財 政 課)	24

○西日本宝くじの発売	(財政課) ……25
○西日本宝くじの発売	(財政課) ……25
○西日本宝くじの発売	(財政課) ……25
○西日本宝くじの発売	(財政課) ……26
○西日本宝くじの発売	(財政課) ……26
○西日本宝くじの発売	(財政課) ……27
○西日本宝くじの発売	(財政課) ……27
○西日本宝くじの発売	(財政課) ……27
○西日本宝くじの発売	(財政課) ……28
○西日本宝くじの発売	(財政課) ……28
○西日本宝くじの発売	(財政課) ……29
○西日本宝くじの発売	(財政課) ……29
○西日本宝くじの発売	(財政課) ……29
○西日本宝くじの発売	(財政課) ……30
○西日本宝くじの発売	(財政課) ……30

告示

福岡県告示第1153号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成24年6月29日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所に於いて一般の縦覧に供する。

平成24年6月29日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
田川	田川桑野線	田川郡川崎町大字安真木5299番17先から 田川郡川崎町大字安真木5299番18先まで

福岡県告示第1154号

下午隈土地改良区から役員の就任及び退任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により次のように公告する。

平成24年6月29日

福岡県知事 小川 洋

1 退任監事

氏名	住所
大里輝親	嘉麻市牛隈1893番地3

2 就任監事

氏名	住所
田籠義隆	嘉麻市牛隈1458番地

福岡県告示第1155号

南嘉穂土地改良区から役員の就任及び退任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により次のように公告する。

平成24年6月29日

福岡県知事 小川 洋

1 退任理事

氏名	住所
篠崎繁幸	嘉麻市千手3314番地1
大場好親	〃 小野谷650番地
豊田武	〃 嘉穂才田1663番地2
柿坂廣人	〃 桑野3978番地
松尾稔	嘉穂郡桂川町大字内山田775番地
大塚壽丸	嘉麻市泉河内729番地
水城和喜	〃 〃 585番地1
佐藤邦英	嘉麻市千手3665番地
石井久之	〃 小野谷1299番地

上野 善太郎	嘉麻市桑野3956番地
--------	-------------

2 退任監事

氏名	住所
有吉 輝	嘉麻市嘉穂才田2138番地
木附 淳一	〃 泉河内301番地
石井 薫	〃 小野谷1307番地

3 就任理事

氏名	住所
篠崎 繁幸	嘉麻市千手3314番地1
大場 好親	〃 小野谷650番地
豊田 武	〃 嘉穂才田1663番地2
柿坂 廣人	〃 桑野3978番地
松尾 稔	嘉穂郡桂川町大字内山田775番地
大塚 壽丸	嘉麻市泉河内729番地
水城 和喜	〃 〃 585番地1
佐藤 邦英	〃 千手3665番地
石井 久之	〃 小野谷1299番地
上野 善太郎	〃 桑野3956番地

4 就任監事

氏名	住所
有吉 輝	嘉麻市嘉穂才田2138番地
木附 淳一	〃 泉河内301番地
石井 薫	〃 小野谷1307番地

福岡県告示第1156号

千手土地改良区から役員の内任及び退任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により次のように公告する。

平成24年6月29日

1 退任理事

氏名	住所
大屋 千嘉穂	嘉麻市嘉穂才田699番地1
福田 勇雄	〃 大力1294番地1
久家 利美	〃 九郎原2497番地
有吉 重敏	〃 大力159番地
松岡 恵介	〃 〃 1047番地
溝口 正明	〃 千手1803番地
久家 英穂	〃 九郎原2462番地
山本 信之	〃 千手2484番地
菊 輝美	〃 嘉穂才田187番地
日高 忠幸	〃 〃 1162番地6

2 退任監事

氏名	住所
渡辺 俊二	嘉麻市千手1856番地
手島 勇吉	〃 大力1885番地
田中 重治	〃 嘉穂才田269番地1

3 就任理事

氏名	住所
大屋 千嘉穂	嘉麻市嘉穂才田699番地7
福田 勇雄	〃 大力1924番地1
久家 利美	〃 九郎原2497番地
有吉 重敏	〃 大力159番地
松岡 恵介	〃 〃 1047番地
溝口 正明	〃 千手1803番地
山本 信之	〃 千手2484番地
菊 輝美	〃 嘉穂才田187番地
日高 忠幸	〃 〃 1162番地6

久家英穂	嘉麻市九郎原2462番地
------	--------------

4 就任監事

氏名	住所
田中重治	嘉麻市嘉穂才田269番地1
佐藤道彦	〃 九郎原2482番地
山本清和	〃 千手1854番地2

福岡県告示第1157号

大川中部第2土地改良区から役員の就任及び退任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により次のように公告する。

平成24年6月29日

福岡県知事 小川 洋

1 退任理事

氏名	住所
古賀喜美人	大川市大字津420番地
山浦忠一	〃 大字一木240番地3
鶴誠藏	〃 大字九網253番地
江島登克	〃 〃 3番地2
古賀淳	〃 大字津474番地7
佐野孝良	〃 大字一木1260番地1
山浦豊	〃 大字一木1249番地1
井口喜典	〃 大字津197番地2
石川勝美	〃 〃 187番地
江頭文隆	〃 大字一木511番地7
石山安幸	〃 〃 513番地2
古賀光司	〃 〃 186番地9

2 退任監事

氏名	住所
坂井一正	大川市大字一木241番地

古賀一彦	大川市大字九網40番地2の2
------	----------------

古賀百合夫	〃 大字津766番地2
-------	-------------

3 就任理事

氏名	住所
古賀喜美人	大川市大字津420番地
山浦忠一	〃 大字一木240番地3
江島登克	〃 大字九網3番地2
長野一生	〃 〃 12番地
古賀百合夫	〃 大字津766番地2
佐野孝良	〃 大字一木1260番地1
坂井建一	〃 〃 1222番地1の2
井口喜典	〃 大字津197番地2
石川勝美	〃 〃 187番地
江頭文隆	〃 大字一木511番地7
石山安幸	〃 〃 513番地2
古賀光司	〃 〃 186番地9

4 就任監事

氏名	住所
古賀文博	大川市大字津663番地2
古賀一彦	〃 大字九網40番地2の2
坂井一正	〃 大字一木241番地

福岡県告示第1158号

大川東部第2土地改良区から役員の就任及び退任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により次のように公告する。

平成24年6月29日

福岡県知事 小川 洋

1 退任理事

氏名	住所
中村金夫	大川市大字下木佐木662番地
柿添修	〃 〃 502番地2の2
柿添信美	〃 〃 985番地1
田中重行	〃 大字下牟田口622番地
江崎重俊	〃 大字大橋71番地1
江口利昭	〃 大字荻島166番地1
大淵昭晴	〃 大字鬼古賀78番地
中島直美	〃 〃 730番地1
大淵峯夫	〃 〃 497番地2
松永泰弘	柳川市金納208番地2
古賀芳則	大川市大字北古賀92番地
増田吉弘	〃 〃 131番地
中村一二	〃 大字郷原454番地2
馬淵一雄	〃 〃 397番地

2 退任監事

氏名	住所
藏森菊雄	大川市大字下木佐木1089番地1
石橋弘基	〃 大字三丸692番地
河野洋一	〃 大字荻島126番地

3 就任理事

氏名	住所
山田廣登	大川市大字下木佐木452番地2
柿添信美	〃 〃 985番地1
石橋秀伸	〃 〃 631番地1
田中保	〃 大字下牟田口444番地1
江口利昭	〃 大字荻島166番地1
江崎重俊	〃 大字大橋71番地1

大淵峯夫	〃 大字鬼古賀497番地2
大淵昭晴	〃 〃 78番地
中島直美	〃 〃 730番地1
松永泰弘	柳川市金納208番地2
増田吉弘	大川市大字北古賀131番地
古賀俊作	〃 〃 521番地
中村一二	〃 大字郷原454番地2
馬淵一雄	大川市大字郷原397番地

4 就任監事

氏名	住所
藏森菊雄	大川市大字下木佐木1089番地1
河野洋一	〃 大字荻島126番地
石橋弘基	〃 大字三丸692番地

福岡県告示第1159号

大川北部土地改良区から役員の就任及び退任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により次のように公告する。

平成24年6月29日

福岡県知事 小川 洋

1 退任理事

氏名	住所
酒見哲往	大川市大字酒見1000番地
平田利文	〃 〃 1269番地1
辻俊一	〃 大字諸富542番地
細江勝	〃 〃 193番地1
平田博治	〃 〃 403番地
箴島智功	〃 大字中古賀840番地1
水落栄生	〃 大字中木室73番地

水落渡	大川市大字中木室105番地
添島謙治	〃 〃 180番地1
添島良昭	〃 〃 394番地2
柏原善武	〃 〃 491番地
福山義信	〃 大字大橋207番地3
内村勝仁	〃 大字本木室13番地1
宮崎正行	〃 〃 1021番地
宮崎猛美	〃 〃 855番地2
田中秀行	〃 大字中八院112番地
田中勝義	〃 〃 463番地1
田中嘉徳	〃 〃 1087番地
田中博文	〃 〃 1077番地
田中繁行	〃 大字上白垣365番地1
野口國廣	〃 〃 203番地1
石橋一雄	〃 大字下白垣127番地
田中熊次郎	〃 〃 94番地1
中村勝喜	〃 〃 651番地3
廣松節次郎	〃 大字下八院126番地3
田中実	〃 〃 80番地

2 退任監事

氏名	住所
平田文男	大川市大字諸富251番地
水落牧雄	〃 大字中木室60番地2
福山功	〃 大字大橋201番地
田中重雄	〃 大字中八院113番地2
石橋直徒	〃 大字下白垣485番地

3 就任理事

氏名	住所
----	----

酒見安	大川市大字酒見1617・1618番地,3
酒見則行	〃 〃 1617・1618番地合併
辻正海	〃 大字諸富194番地
辻正光	〃 〃 372番地
平田智嘉喜	〃 〃 247番地
箴島智功	〃 大字中古賀840番地1
水落栄生	〃 大字中木室73番地
水落渡	〃 〃 105番地
添島謙治	〃 〃 180番地1
柏原康博	〃 〃 806番地2・807番地1,の1
添島喜久	〃 大字中木室346番地
溝田正芳	〃 大字大橋276番地3
内村和義	〃 大字本木室907番地
宮崎正行	〃 〃 1021番地
宮崎猛美	〃 〃 855番地2
田中松史	〃 大字中八院545番地1
田中弘道	〃 〃 481番地
田中嘉徳	〃 〃 1087番地
田中博文	〃 〃 1077番地
田中繁行	〃 大字上白垣365番地1
野口國廣	〃 〃 203番地1
石橋一雄	〃 大字下白垣127番地
石橋義道	〃 大字下白垣506番地1
本村善彦	〃 〃 641番地1
廣松節次郎	〃 大字下八院126番地3
田中忠久	〃 〃 277番地

4 就任監事

氏名	住所
----	----

川野 壽 男	大川市大字中古賀762番地2
添 島 満 雄	ゝ 大字中木室351番地
宮 崎 定	ゝ 大字本木室971番地1
田 中 忠 昭	ゝ 大字上白垣360、361番地
砂 山 巧	ゝ 大字下白垣122番地

福岡県告示第1160号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第15条の17第1項の規定に基づき、次のように廃棄物が地下にある土地の区域を指定区域として指定する。

平成24年6月29日

福岡県知事 小 川 洋

- 1 指定する区域
みやま市山川町河原内字九折谷1421番6の一部
- 2 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第13条の2の規定による埋立地の区分
法第15条の2の6第3項において読み替えて準用する法第9条第5項の確認を受けて廃止された産業廃棄物の最終処分場に係る埋立地

福岡県告示第1161号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成24年6月29日

福岡県知事 小 川 洋

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
(1) 名 称 ダイレックス春日店

(2) 所在地 福岡県春日市昇町7丁目65番地

- 2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要
意見なし

福岡県告示第1162号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び久留米中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成24年6月29日

福岡県知事 小 川 洋

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
(1) 名 称 （仮称）ドラッグコスモス羽山台店
(2) 所在地 福岡県大牟田市大字白川字上園574番1ほか
- 2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要
大規模小売店舗届出書（平成24年2月10日43号-26）の記載どおり実施されることであれば問題ないとする。

福岡県告示第1163号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び久留米中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成24年6月29日

福岡県知事 小 川 洋

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
(1) 名 称 ハードオフ・オフハウス久留米国分店

(2) 所在地 福岡県久留米市国分町字片原2030番1ほか
2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要

- (1) 駐車需要の充足等交通に関する事項
意見なし
- (2) 歩行者の通行の利便の確保等
意見なし
- (3) 廃棄物減量化及びリサイクルについての配慮
意見なし
- (4) 防災・防犯対策への協力
意見なし
- (5) 騒音の発生に係る事項
当該事業場から最も近い受音側建物敷地境界線上において予測される騒音については、環境基準値内に収まることが期待されるが、騒音対策等についての意見は以下のとおりです。
・来客者に対しても、駐車場において必要以上のアイドリング運転禁止など、周辺住民へ配慮するよう、注意喚起に努めること。
・周辺住民からの騒音に関する苦情やその他苦情が出た際には誠実な対応をすること。
- (6) 廃棄物に係る事項等
意見なし
- (7) 街並みづくり等への配慮等
意見なし

福岡県告示第1164号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成24年6月29日

福岡県知事 小川 洋

- 1 申請のあった年月日
平成24年6月7日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人
 - (1) 名称
特定非営利活動法人たながく
 - (2) 代表者の氏名
樋口 千恵子
 - (3) 主たる事務所の所在地
福岡県久留米市上津1丁目23-10
 - (4) 定款に記載された目的
この法人は、医療・教育・社会福祉・環境保全・農林に関する事業を行い、県民の健康で明るい豊かな生活の形成、青少年の健全育成と、国土の健全なる発展に寄与することを目的とする。

福岡県告示第1165号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第34条の3の規定により、次のように収用又は使用の手続の開始を告示する。

平成24年6月29日

福岡県知事 小川 洋

- 1 起業者の名称
国土交通大臣
- 2 事業の種類
一般国道3号改築工事（博多バイパス・福岡県福岡市東区下原四丁目地内から同区香椎駅東三丁目地内、同区香椎駅東三丁目地内から同区香椎一丁目地内及び同区松崎四丁目地内から同区若宮五丁目地内まで）並びにこれに伴う市道付替及び池堤体付替工事
- 3 起業地
 - (1) 収用の部分
福岡県福岡市東区下原四丁目、松香台一丁目、下原一丁目、香椎駅東三丁目、香

椎駅東一丁目、香椎二丁目、香椎一丁目、松崎四丁目及び若宮五丁目地内

(2) 使用の部分

福岡県福岡市東区香椎駅東三丁目、香椎駅東一丁目、香椎二丁目及び香椎一丁目地内

4 土地収用法第34条の4の規定による図面の縦覧場所

福岡市東区役所（区政推進部総務課）

5 収用又は使用の手続が保留されている起業地

福岡県福岡市東区香椎駅東三丁目、香椎駅東一丁目、香椎二丁目、香椎一丁目、松崎四丁目及び若宮五丁目地内

6 手続を開始する土地

(1) 収用の手続を開始する土地

福岡県福岡市東区香椎二丁目（香椎駅東一丁目と香椎二丁目の町名界から香椎二丁目740番2地先水路まで及び市道香椎958号線から香椎二丁目と香椎一丁目の町名界まで）及び香椎一丁目地内

(2) 使用の手続を開始する土地

福岡県福岡市東区香椎二丁目（香椎駅東一丁目と香椎二丁目の町名界から香椎二丁目740番2地先水路まで及び市道香椎958号線から香椎二丁目と香椎一丁目の町名界まで）及び香椎一丁目地内

福岡県告示第1166号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成24年6月29日

福岡県知事 小川 洋

1 開発区域に含まれる地域の名称

小郡市三沢字東古賀5009番1及び5009番4から16まで

2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名

小郡市八坂583番地

株式会社 信愛地建

代表取締役 関 龍二

福岡県告示第1167号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び北九州中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成24年6月29日

福岡県知事 小川 洋

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名称 GRAND MALL

(2) 所在地 福岡県遠賀郡水巻町頃末南二丁目13番1号ほか

2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要

意見なし

福岡県告示第1168号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成24年6月29日

福岡県知事 小川 洋

1 申請のあった年月日

平成24年6月1日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

（変更前）

特定非営利活動法人ハーティーケア基金

（変更後）

NPO法人ハーティーケア基金

(2) 代表者の氏名

黒木 美紗

(3) 主たる事務所の所在地

福岡市東区青葉5丁目16番8号

(4) 定款に記載された目的

(変更前)

この法人は、福祉の増進を図る活動をする団体に対して、技術提供や技術方法の指導、ネットワーク化に関する活動を行うとともに、介護サービスを受ける高齢者に対して、福祉サービスの向上を図る活動を行い、地域における介護問題の解決、まちづくりに寄与することを目的とする。

(変更後)

この法人は、子どもから高齢者・障害者・病気の方、外国人を含むすべての人々に対して、QOL（クオリティ・オブ・ライフ：生活の質）の向上に資する事業を実施することで、健全な心身と生きる力を育み、すべての人々が生きやすく、充実した人生を送ることができるような、多様性を包括する地域社会の実現に寄与することを目的とする。

また、QOL向上に関わる健康・医療・介護・福祉・教育・文化的サービスに携わる個人および団体に対して、技術・知識の提供および指導、ネットワーク化に関する活動を行うことで、地域における問題の解決を図り、雇用の創出に寄与する。

福岡県告示第1169号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成24年6月29日

福岡県知事 小川 洋

1 申請のあった年月日

平成24年6月13日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

特定非営利活動法人 クリーンネット飯塚協議会

(2) 代表者の氏名

黒河 幸彦

(3) 主たる事務所の所在地

飯塚市吉北118-2 飯塚市クリーンセンター内

(4) 定款に記載された目的

この法人は、障がい者に対して、社会的、文化的、その他あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられ、就労の自立に関する事業を行い、作業することで働く喜びと社会貢献の誇りを享受できるよう寄与し、障がい者の就労の場を確保することを目的とする。

福岡県告示第1170号

保安林の指定をする予定であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2の規定により次のように告示する。

平成24年6月29日

福岡県知事 小川 洋

1 保安林子定森林の所在場所

田川郡添田町大字津野字園川1416の1（次の図に示す部分に限る。）、字中蔦藪1417の1（次の図に示す部分に限る。）

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び添田町役場に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第1171号

保安林の指定をする予定であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2の規定により次のように告示する。

平成24年6月29日

福岡県知事 小川 洋

1 保安林予定森林の所在場所

大野城市大字牛頸569の10、569の11、569の84、569の85、667の34、667の89、670の16、670の47、670の48、667の84（次の図に示す部分に限る。）

2 指定の目的

水源の涵養^{かん}

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び大野城市役所に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第1172号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成24年6月29日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
京築	県道	犀川線 豊前線	前	豊前市大字赤熊1419番4先から 豊前市大字赤熊1420番10先まで	16.0 ～ 16.0	40.0
			後	豊前市大字赤熊1419番4先から 豊前市大字赤熊1420番10先まで	16.0 ～ 32.0	40.0

福岡県告示第1173号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成24年6月15日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成24年6月29日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
京築	犀川線 豊前線	豊前市大字赤熊1419番4先から 豊前市大字赤熊1420番10先まで

福岡県告示第1174号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成24年6月29日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
京築	県道	節丸新田原線 停車場	前	京都郡みやこ町徳永1839番1先から 京都郡みやこ町徳永1868番先まで	10.0 ～ 13.5	170.0
			後	京都郡みやこ町徳永1839番1先から 京都郡みやこ町徳永1868番先まで	10.0 ～ 14.2	170.0

福岡県告示第1175号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成24年6月15日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成24年6月29日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
京築	節丸新田原線 停車場	京都郡みやこ町徳永1842番2先から 京都郡みやこ町徳永1844番先まで

公 告

公告

建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第3項の規定に基づき、建設業の営業の一部を停止したので、同法第29条の5第1項の規定により公告する。

平成24年6月29日

福岡県知事 小川 洋

1 処分をした年月日

平成24年6月15日

2 処分を受けた者の商号等

商号	主たる営業所の所在地	代表者の氏名	許可番号
株式会社 京都シントク	福岡県京都郡苅田町尾倉 1-11-16	神川 徳良	平成19年7月13日 福岡県知事許可(般-19) 第32862号

3 処分の内容

建設業法第28条第3項の規定に基づく営業の一部の停止

(1) 停止を命じる営業の範囲

建設業に係る営業のうち、次のア又はイに該当する建設工事に係る営業

ア 国、地方公共団体、法人税法（昭和40年法律第34号）別表1に掲げる公共法人（地方公共団体を除く。）又は建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第18条に規定する法人が発注するもの

イ 建設費について、国又は地方公共団体の補助金等（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第2条第1項に規定する補助金等及び同条第4項に規定する間接補助金等並びに地方公共団体の交付する給付金でこれに類するものをいう。）の交付を受けているもの（アに該当するものを除く。）

(2) 停止期間

平成24年6月29日から平成24年7月12日までの14日間

4 処分の原因となった事実

(株)京都シントクは、特定建設業の許可を受けずに、建設業法第3条第1項第2号の政令で定める金額以上となる下請契約を締結した。また、本件工事において、施工体制台帳を作成しなかった。これらのことは、同法第28条第1項第2号に該当すると認

められる。

公告

建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第3項の規定に基づき、建設業の営業の一部を停止したので、同法第29条の5第1項の規定により公告する。

平成24年6月29日

福岡県知事 小川 洋

1 処分をした年月日

平成24年6月15日

2 処分を受けた者の商号等

商号	主たる営業所の所在地	代表者の氏名	許可番号
有限会社昇央建設	行橋市大字高来130	進 孝治	平成20年8月26日 福岡県知事許可(般-20) 第91799号

3 処分の内容

建設業法第28条第3項の規定に基づく営業の一部の停止

(1) 停止を命じる営業の範囲

建設業に係る営業のうち、次のア又はイに該当する建設工事に係る営業

ア 国、地方公共団体、法人税法（昭和40年法律第34号）別表1に掲げる公共法人（地方公共団体を除く。）又は建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第18条に規定する法人が発注するもの

イ 建設費について、国又は地方公共団体の補助金等（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第2条第1項に規定する補助金等及び同条第4項に規定する間接補助金等並びに地方公共団体の交付する給付金でこれに類するものをいう。）の交付を受けているもの（アに該当するものを除く。）

(2) 停止期間

平成24年6月29日から平成24年7月27日までの29日間

4 処分の原因となった事実

有限会社昇央建設は、特定建設業の許可を受けずに、建設業法第3条第1項第2号の政令で定める金額以上となる下請契約を締結した。また、本件工事において、監理技術者を設置せず、施工体制台帳及び施工体系図を作成しなかった。これらのことは、同法第28条第1項第2号に該当すると認められる。

公告

建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第3項の規定に基づき、建設業の営業の一部を停止したので、同法第29条の5第1項の規定により公告する。

平成24年6月29日

福岡県知事 小川 洋

1 処分をした年月日

平成24年6月15日

2 処分を受けた者の商号等

商号	主たる営業所の所在地	代表者の氏名	許可番号
富永興業 有限会社	京都郡みやこ町 犀川横瀬194-6	松末 光司	平成19年6月5日 福岡県知事許可(般-19) 第47220号

3 処分の内容

建設業法第28条第3項の規定に基づく営業の一部の停止

(1) 停止を命じる営業の範囲

建設業に係る営業のうち、次のア又はイに該当する建設工事に係る営業

ア 国、地方公共団体、法人税法（昭和40年法律第34号）別表1に掲げる公共法人（地方公共団体を除く。）又は建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第18条に規定する法人が発注するもの

イ 建設費について、国又は地方公共団体の補助金等（補助金等に係る予算の執行

の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第2条第1項に規定する補助金等及び同条第4項に規定する間接補助金等並びに地方公共団体の交付する給付金でこれに類するものをいう。）の交付を受けているもの（アに該当するものを除く。）

(2) 停止期間

平成24年6月29日から平成24年8月4日までの37日間

4 処分の原因となった事実

富永興業有限会社は、特定建設業者以外の建設業者と、その情を知って建設業法第3条第1項第2号の政令で定める金額以上となる下請契約を締結した。このことは、同法第28条第1項第7号に該当すると認められる。また、平成23年3月31日を審査基準日とする経営事項審査申請書に虚偽（完成工事高の水増し）の記載をし、当該申請に基づき評定された経営事項審査結果通知書をもって、発注機関に対して入札参加資格申請を行った。このことは、同法第28条第1項第2号に該当すると認められる。

公告

「社会福祉法人等が所有する自動車に係る自動車税の減免について（案）」について、平成24年2月14日から平成24年3月14日までの間、御意見を募集したところ、1件の御意見の提出がありました。御意見の概要及び御意見に対する考え方を下記のとおり取りまとめましたので、公表いたします。

平成24年6月29日

福岡県知事 小川 洋

1 意見の概要と考え方

	意見の概要	意見に対する考え方
1	認定基準において、どのような方法を用いて「直接使用する割合が80%以上」ということを立証し、認定するのか、方法を明らかにされたい。	認定基準については、「減免申請に係る自動車の使用実績報告書（第1号様式）」の様式を設け、提出された当該報告書により確認し、認定を行うことといたしました。

2 公布日

平成24年3月28日

3 問合せ先

総務部税務課直税第二係

電話：092-643-3067

メールアドレス：zeimu@pref.fukuoka.lg.jp

公告

福岡県行政手続条例（平成8年福岡県条例第1号）第37条第4項第8号の規定に基づき、意見公募手続を実施しないで福岡県営住宅条例施行規則（福岡県規則第79号）の一部改正を行ったので、次のとおり公示します。

なお、関連資料については、福岡県ホームページ（<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）に掲載するほか、福岡県建築都市部県営住宅課に備え置きます。

平成24年6月29日

福岡県知事 小川 洋

1 意見を募集しなかった理由

今回の改正は、出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する法律（平成21年法律第79号）の施行により、外国人登録法が廃止されたこと等に伴い、所要の規定を整備するもので、福岡県行政手続条例第37条第4項第8号に該当するため、同条第1項に規定する意見公募手続を実施しなかったものです。

2 規則の公布日

平成24年6月19日

公告

農林水産大臣から、家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）第8条第1項の規定に基づき、次のとおり種畜証明書を書換交付した旨の通報があったので、同条第2項の規定により公示する。

平成24年6月29日

福岡県知事 小川 洋

種畜証明書 番号	変更事由	変更後	変更前
平23宮崎県1 第4号	種畜の飼養者の住所及び氏名又は名称の変更	福岡県久留米市城島町下青木506 倉重 文孝	宮崎県小林市細野5157-29 独立行政法人家畜改良センター宮崎牧場

公告

落札者等について、次のとおり公示します。

平成24年6月29日

福岡県知事 小川 洋

- 1 工事名
五ヶ山ダム堤体建設工事
- 2 工事場所
福岡県筑紫郡那珂川町大字五ヶ山
- 3 工事概要
堤体基礎掘削 V=約870,000m³
堤体コンクリート（RCD工法） V=約950,000m³
基礎処理工 1式
仮設備 1式
- 4 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
 - (1) 部局の名称
福岡県五ヶ山ダム建設事務所
 - (2) 所在地
福岡県筑紫郡那珂川町大字安德702-1
- 5 落札者を決定した日
平成24年4月18日
- 6 落札者の氏名等
 - (1) 氏名

鹿島・飛鳥・松本特定建設工事共同企業体

- (2) 代表者
鹿島建設株式会社九州支店
- (3) 代表者住所
福岡市博多区博多駅前3丁目12-10
- 7 落札金額（消費税及び地方消費税を含む。）
17,146,500,000円
- 8 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 9 入札公告日
平成24年2月17日

公告

落札者等について、次のとおり公示します。

平成24年6月29日

福岡県知事 小川 洋

- 1 工事名
五ヶ山ダム骨材製造工事
- 2 工事場所
福岡県筑紫郡那珂川町大字五ヶ山
- 3 工事概要
原石山掘削 V=約2,400,000m³
骨材製造 W=約2,000,000t
法面工 1式
仮設備 1式
- 4 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
 - (1) 部局の名称
福岡県五ヶ山ダム建設事務所
 - (2) 所在地

福岡県筑紫郡那珂川町大字安德702-1

5 落札者を決定した日

平成24年4月26日

6 落札者の氏名等

(1) 氏名

大成・間・松尾特定建設工事共同企業体

(2) 代表者

大成建設株式会社九州支店

(3) 代表者住所

福岡市中央区大手門1丁目1-7

7 落札金額（消費税及び地方消費税を含む。）

11,499,600,000円

8 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

9 入札公告日

平成24年2月17日

公安委員会

福岡県公安委員会告示第183号

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第22条第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習（以下「講習」という。）を次のとおり実施するので、講習規則第2条の規定により公示する。

平成24年6月29日

福岡県公安委員会

1 講習の区分

法第2条第1項第2号に係る警備業務

2 講習の種別、期日、時間及び場所

法第22条第2項に規定する警備員指導教育責任者資格者証又は講習規則第7条に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書（以下「指導教育責任者資格者証等」と

いう。）の交付を受けていない者に対して行う講習（以下「新規取得講習」という。）

講習期日	講習時間	講習場所
平成24年8月21日(火)から同年8月28日(火)までの間	午前9時30分から午後4時35分まで（最終日の講習については、午後0時10分までとし、午後1時00分から修了考査を実施する。）	北九州市門司区小森江三丁目9番1号福岡県警察警備員教育センター

※ 上記表中「講習期日」のうち、福岡県の休日を定める条例（平成元年福岡県条例第23号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）については、休講とする。

3 受講定員

36名

4 受講対象者

受講申込時において、次のいずれかに該当する者とする。

(1) 最近5年間に当該講習の区分に係る警備業務（以下「当該警備業務」という。）に従事した期間が通算して3年以上である者

(2) 警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第4条に規定する1級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る法第23条第4項の合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている者

(3) 検定規則第4条に規定する2級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上当該警備業務の区分に係る警備業務に従事している者

(4) 検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。）第1条第2項に規定する当該警備業務に係る1級の検定（以下「旧1級検定」という。）に合格した者

(5) 旧検定規則第1条第2項に規定する当該警備業務の区分に係る2級の検定（以下「旧2級検定」という。）に合格した警備員であって、当該検定に合格した後、継

続して1年以上当該警備業務の区分に係る警備業務に従事している者

5 受講申込手続等

(1) 事前（電話）受付期間

平成24年7月30日（月）から同年8月1日（水）までの午前9時00分から午後5時00分までの間（正午から午後1時00分までの間を除く。）

(2) 受講申込手続期間

事前（電話）申込日又はその翌日の午前9時00分から午後5時00分までの間（正午から午後1時00分までの間を除く。）

(3) 受講申込手続場所

北九州市門司区小森江三丁目9番1号
福岡県警察警備員教育センター

(4) 必要書類

ア 必須書類

警備員指導教育責任者講習受講申込書（講習規則別記様式第1号）1通

※ 同申込書には、押印の上、申込前6月以内に撮影した無帽、無背景の顔写真を貼付すること。

イ 必要に応じて添付すべき書類

前記4に掲げる受講対象者のいずれかに該当することを疎明する書面

(ア) 4(1)に該当する者

a 最近5年間に当該警備業務に従事した期間が3年以上であることを疎明する警備業者等が作成する書面（以下「警備業務従事証明書等」という。）

b 履歴書

(イ) 4(2)に該当する者

合格証明書（1級）の写し

(ウ) 4(3)に該当する者

a 合格証明書（2級）の写し

b 2級検定に合格した後、継続して1年以上当該警備業務の区分に係る警備業務に従事していることを疎明する警備業務従事証明書等

(エ) 4(4)に該当する者

旧検定規則第8条の規定により交付された旧1級検定に係る検定合格証の写し

(オ) 4(5)に該当する者

a 旧検定規則第8条の規定により交付された旧2級検定に係る検定合格証の写し

b 旧2級検定に合格した後、継続して1年以上当該警備業務の区分に係る警備業務に従事していることを疎明する警備業務従事証明書等

(5) 講習受講手数料

38,000円

※ 受講申込時、福岡県領収証紙により納付すること。

また、納付した手数料については、受講申込みを取り消した場合又は受講しなかった場合においても返還しない。

(6) 申込方法等

ア 受講を希望する場合は、原則として受講希望者本人が、まず前記5(1)の事前（電話）受付期間内に、必ず福岡県警察警備員教育センターの受付専用電話（093（381）2627）に電話して受講希望の事前申込み（1電話につき1名）を行い、事前受付番号を取得すること。ただし、先着順で事前受付を行い、受付期間中であっても定員に達したときは、受付を締め切ることとする。

※ 受付専用電話以外での事前受付は、一切行わない。

イ 事前（電話）申込みを行い事前受付番号を取得した者は、前記5(2)のとおり、事前申込みを行った当日又はその翌日の午前9時00分から午後5時00分までの間（正午から午後1時00分までの間を除く。）に、受付場所である福岡県警察警備員教育センターに赴き、事前受付番号を申告するとともに、前記5(4)に掲げる必要書類に受講手数料を添えて受講申込手続きを行うこと。

※ 書類持参以外の方法（郵送等）による申込みは、一切受け付けない。

ウ 事前受付番号を取得した場合であっても、前記5(2)の受講申込手続期間（2日間）内に受講申込手続を行わなかった者の事前受付番号及び事前申込みは、無効とする。

エ 受講申込手続きは、原則として受講希望者本人が行うこと。ただし、やむを得

ない事情等により代理人が行う場合は、受講希望者本人の委任状（本人が署名したものに限る。）を持参すること。

6 講習修了証明書の交付等

- (1) 講習最終日に修了考査を実施する。
- (2) 新規取得講習の課程を修了し、かつ、修了考査（5枝択一式40問）に合格（80パーセント以上の成績を合格とする。）した者に対し、警備員指導教育責任者講習修了証明書を交付する。

7 その他

- (1) 講習受講の際には、筆記用具及び受講申込手続時に交付を受けた講習教本を必ず持参すること。
また、講習の中で実技訓練（救急法、護身術）を行うので、実技訓練実施日においては動きやすい服装（靴）を用意すること。
- (2) 講習に関する問い合わせは、県の休日を除く毎日、午前9時00分から午後5時45分までの間（正午から午後1時00分までの間を除く。）、福岡県警察本部生活安全総務課警備業係（電話092（641）4141内線3033、3034）又は福岡県警察警備員教育センター（電話093（381）2627）に対して行うこと。
- (3) 受講申込書（講習規則別記様式第1号）については、各警察署の生活安全課（生活安全刑事課）又は福岡県警察警備員教育センターにおいて受け取ることができる。
- (4) 福岡県領収証紙については、受講申込手続場所である福岡県警察警備員教育センターでは取り扱っていないことから、受講申込みに際しては、事前に購入して持参すること。

福岡県公安委員会告示第184号

警備業法（昭和47年法律第117号）第23条に規定する検定を次のとおり実施するので、警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第7条の規定により公示する。

平成24年6月29日

福岡県公安委員会

1 検定の種別

交通誘導警備業務2級

2 検定の実施日、時間及び場所

実施日	実施時間	実施場所
平成24年10月10日（水）	午前9時から午後6時までの間	北九州市門司区小森江三丁目9番1号 福岡県警察警備員教育センター
平成24年10月11日（木）		

※ 上記表の実施時間中、午前9時00分から午前9時30分までの間を受付時間とし、午前9時30分から筆記試験を開始する。

また、全ての試験が終了した時点をもって、検定終了時刻とする。

3 受検定員

各検定15名

4 受検資格

福岡県内に住所を有する者又は福岡県内の営業所に属する警備員

5 検定の方法

検定は、学科試験及び実技試験により行う。

なお、学科試験（5枝択一式20問）の後、実技試験を行うが、学科試験において不合格（90パーセント以上の成績に満たない場合）となった者については実技試験を行わない。

6 学科試験及び実技試験

(1) 学科試験

ア 警備業務に関する基本的な事項

イ 法令に関すること。

ウ 車両等の誘導に関すること。

エ 工事現場その他人又は車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

(2) 実技試験

ア 車両等の誘導に関すること。

イ 工事現場その他人又は車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

7 検定申請手続等

(1) 事前（電話）受付期間

平成24年9月18日（月）から同年9月20日（水）までの午前9時00分から午後5時00分までの間（正午から午後1時00分までの間を除く。）

(2) 受検申請手続期間

事前（電話）申込日又はその翌日の午前9時00分から午後5時00分までの間（正午から午後1時00分までの間を除く。）

(3) 受検申請手続場所

ア 住所地を管轄する警察署

イ 営業所を管轄する警察署

(4) 必要書類

ア 必須書類

(ア) 検定申請書（検定規則別記様式第1号）1通

(イ) 写真2枚（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの）

イ 必要に応じて添付すべき書類

(ア) 住所地を管轄する警察署に申請する場合

住所地を疎明する書面（住民票の写しのコピー、運転免許証のコピー等）

(イ) 営業所を管轄する警察署に申請する場合

営業所に属していることを疎明する書面（営業所所属証明書等）

(5) 検定手数料

14,000円

※ 検定手数料については、福岡県領収証紙により納付すること。

また、検定手数料は、申請受付後に申請を取り消した場合又は受検しなかった場合についても返還しない。

(6) 申請方法

ア 受検を希望する者は、原則として受検希望者本人が、まず前記7(1)の事前（電話）受付期間内に、必ず福岡県警察警備員教育センターの受付専用電話（093（

381）2627）に電話して事前申込み（1電話につき1名）を行い、事前受付番号を取得すること。ただし、先着順で事前受付を行い、受付期間中であっても、定員に達したときは受付を締め切ることとする。

※ 受付専用電話以外での事前受付は、一切行わない。

イ 事前（電話）申込みを行い事前受付番号を取得した者は、前記7(2)のとおり、事前申込みを行った当日又はその翌日の午前9時00分から午後5時00分までの間（正午から午後1時00分までの間を除く。）に、前記7(3)のとおり、住所地又は営業所の所在地を管轄する警察署に事前受付番号を申告するとともに、前記7(4)に掲げる必要書類に検定手数料を添えて受検申請し、受検票の交付を受けること。

※ 書類持参以外の方法（郵送等）による申込みは、一切受け付けない。

ウ 事前受付番号を取得した場合であっても、前記7(2)の受検申請手続期間（2日間）内に受検申請手続きを行わなかった者の事前受付番号及び事前申込みは、無効とする。

エ 受検申請手続きは、原則として受検者本人が行うこと。ただし、やむを得ない事情等により代理人が行う場合は、受検者本人の委任状（本人が署名したものに限る。）を持参すること。

8 成績証明書の交付

学科試験及び実技試験ともに合格（90パーセント以上の成績を合格とする。）した者に対し、即日、成績証明書を交付する。

9 その他

(1) 検定当日は、受検票、筆記用具、警笛及び動きやすい服装（靴）を必ず持参すること。

(2) 検定に関する問い合わせは、福岡県の休日を定める条例（平成元年福岡県条例第23号）第1条第1項に規定する県の休日を除く毎日、午前9時00分から午後5時45分までの間（正午から午後1時00分までの間を除く。）、福岡県警察本部生活安全総務課警備業係（電話092（641）4141内線3033、3034）又は福岡県警察警備員教育センター（電話093（381）2627）に対して行うこと。

(3) 検定申請書（検定規則別記様式第1号）については、各警察署の生活安全課又は

生活安全刑事課において受け取ることができる（同申請書には押印が必要）。

(4) 本検定は、長崎県公安委員会と共同で実施する。

雑報

西日本宝くじ事務協議会告示第11号

当せん金付証券法（昭和23年法律第144号）第7条第1項の規定に基づき、第2056回西日本宝くじの発売条件等を次のように定める。

平成24年6月29日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山・熊本の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 小川 洋

- 1 名 称 第2056回西日本宝くじ
- 2 受託銀行等の名称 株式会社みずほ銀行
及び所在地 東京都千代田区内幸町1-1-5
- 3 発売総額及び通数 300,000,000円
10万通 30組
- 4 証票金額 1枚 100円
- 5 発売期間 平成24年8月8日から
平成24年8月21日まで
- 6 抽せん日 平成24年8月23日
- 7 当せん金支払開始日 平成24年8月28日
- 8 当せん金の額及び当せんの数

等級	当せん金額	当せんの数
1等	20,000,000円	1本
1等の前後賞	1,000,000円	2本
1等の組違い賞	100,000円	29本
2等	1,000,000円	6本
3等	100,000円	60本

4等	10,000円	900本
5等	3,000円	9,000本
6等	1,000円	30,000本
7等	100円	300,000本

9 注意事項

- (1) 受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般継承人以外の者は、当せん金を受領することができない。
- (2) 証票は転売できない。

西日本宝くじ事務協議会告示第12号

当せん金付証券法（昭和23年法律第144号）第7条第1項の規定に基づき、第2057回西日本宝くじの発売条件等を次のように定める。

平成24年6月29日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山・熊本の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 小川 洋

- 1 名 称 第2057回西日本宝くじ
- 2 受託銀行等の名称 株式会社みずほ銀行
及び所在地 東京都千代田区内幸町1-1-5
- 3 発売総額及び通数 700,000,000円
10万通 35組
- 4 証票金額 1枚 200円
- 5 発売期間 平成24年8月15日から
平成24年8月28日まで
- 6 抽せん日 平成24年8月30日
- 7 当せん金支払開始日 平成24年9月4日
- 8 当せん金の額及び当せんの数

等級	当せん金額	当せんの数
1等	100,000,000円	1本
1等の前後賞	2,000,000円	2本
1等の組違い賞	100,000円	34本
2等	5,000,000円	2本
3等	1,000円	35,000本
4等	200円	350,000本
夏祭り賞	300,000円	105本
夜空の花火賞	30,000円	1,050本
盆踊り賞	3,000円	10,500本

9 注意事項

- (1) 受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般継承人以外の者は、当せん金を受領することができない。
- (2) 証票は転売できない。

西日本宝くじ事務協議会告示第13号

当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第7条第1項の規定に基づき、第2058回西日本宝くじの発売条件等を次のように定める。

平成24年6月29日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山・熊本の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 小川 洋

- 1 名称 第2058回西日本宝くじ
- 2 受託銀行等の名称 株式会社みずほ銀行
及び所在地 東京都千代田区内幸町1-1-5
- 3 発売総額及び通数 600,000,000円
300万通

4 証票金額 1枚 200円

5 発売期間 平成24年8月29日から
平成24年9月11日まで

6 当せん金支払開始日 平成24年8月29日

7 当せん金の額及び当せんの数

等級	当せん金額	当せんの数
1等	500,000円	24本
2等	10,000円	1,890本
3等	500円	58,200本
4等	200円	300,000本
女神の微笑み賞	5,000円	30,000本

8 注意事項

- (1) 受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般継承人以外の者は、当せん金を受領することができない。
- (2) 証票は転売できない。

西日本宝くじ事務協議会告示第14号

当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第7条第1項の規定に基づき、第2059回西日本宝くじの発売条件等を次のように定める。

平成24年6月29日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山・熊本の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 小川 洋

- 1 名称 第2059回西日本宝くじ
- 2 受託銀行等の名称 株式会社みずほ銀行
及び所在地 東京都千代田区内幸町1-1-5
- 3 発売総額及び通数 300,000,000円

10万通 30組

- 4 証 票 金 額 1枚 100円
5 発 売 期 間 平成24年9月5日から
平成24年9月18日まで
6 抽 せ ん 日 平成24年9月20日
7 当せん金支払開始日 平成24年9月25日
8 当せん金の額及び当せんの数

等 級	当 せん 金 額	当 せ ん の 数
1 等	10,000,000円	1本
1等の前後賞	1,000,000円	2本
1等の組違い賞	100,000円	29本
2 等	1,000,000円	6本
3 等	100,000円	90本
4 等	10,000円	900本
5 等	5,000円	6,000本
6 等	1,000円	30,000本
7 等	100円	300,000本

9 注 意 事 項

- (1) 受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般継承人以外の者は、当せん金を受領することができない。
(2) 証票は転売できない。

西日本宝くじ事務協議会告示第15号

当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第7条第1項の規定に基づき、第2060回西日本宝くじの発売条件等を次のように定める。

平成24年6月29日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山・熊本の各市長

の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 小川 洋

- 1 名 称 第2060回西日本宝くじ
2 受託銀行等の名称 株式会社みずほ銀行
及 び 所 在 地 東京都千代田区内幸町1-1-5
3 発売総額及び通数 600,000,000円
300万通
4 証 票 金 額 1枚 200円
5 発 売 期 間 平成24年9月12日から
平成24年9月25日まで
6 当せん金支払開始日 平成24年9月12日
7 当せん金の額及び当せんの数

等 級	当 せん 金 額	当 せ ん の 数
1 等	1,000,000円	6本
2 等	30,000円	150本
3 等	500円	92,640本
4 等	200円	300,000本
中秋の名月賞	5,000円	30,600本

8 注 意 事 項

- (1) 受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般継承人以外の者は、当せん金を受領することができない。
(2) 証票は転売できない。

西日本宝くじ事務協議会告示第16号

当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第7条第1項の規定に基づき、第2061回西日本宝くじの発売条件等を次のように定める。

平成24年6月29日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本

・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山・熊本の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 小川 洋

- 1 名 称 第2061回西日本宝くじ
- 2 受託銀行等の名称 株式会社みずほ銀行
及び所在地 東京都千代田区内幸町1-1-5
- 3 発売総額及び通数 300,000,000円
10万通 30組
- 4 証票金額 1枚 100円
- 5 発売期間 平成24年9月19日から
平成24年10月2日まで
- 6 抽せん日 平成24年10月4日
- 7 当せん金支払開始日 平成24年10月9日
- 8 当せん金の額及び当せんの数

等級	当せん金額	当せんの数
1等	30,000,000円	1本
1等の前後賞	1,000,000円	2本
1等の組違い賞	100,000円	29本
2等	1,000,000円	3本
3等	100,000円	60本
4等	10,000円	600本
5等	3,000円	6,000本
6等	1,000円	30,000本
7等	100円	300,000本

9 注意事項

- (1) 受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般継承人以外の者は、当せん金を受領することができない。
- (2) 証票は転売できない。

西日本宝くじ事務協議会公告

当せん金付証票の発売に関し、当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第6条第3項の規定により次のとおり公告するので、受託を希望する銀行等は所定の日までに申請されたい。

平成24年6月29日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山・熊本の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 小川 洋

- 1 名 称 第2062回西日本宝くじ
- 2 発売総額及び通数 300,000,000円
1組10万通 30組
- 3 証票金額 1枚 100円
- 4 発売期間 平成24年10月3日から
平成24年10月16日まで
- 5 当せん金の総額 発売総額に対し 128,900,000円
- 6 委託対象事務 当せん金付証票の発売に係る事務のうち発売企画を除く全ての事務
- 7 売りさばき及び
当せん金支払手数料 発売総額に対し 29,565,795円
- 8 その他発売経費 発売総額に対し 12,120,000円
- 9 受託申請期限 平成24年7月13日

西日本宝くじ事務協議会公告

当せん金付証票の発売に関し、当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第6条第3項の規定により次のとおり公告するので、受託を希望する銀行等は所定の日までに申請されたい。

平成24年6月29日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山・熊本の各市長の名において

- 西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 小川 洋
- 1 名 称 第2063回西日本宝くじ
 - 2 発売総額及び通数 700,000,000円
1組10万通 35組
 - 3 証 票 金 額 1枚 200円
 - 4 発 売 期 間 平成24年10月17日から
平成24年10月30日まで
 - 5 当せん金の総額 発売総額に対し 317,300,000円
 - 6 委 託 対 象 事 務 当せん金付証票の発売に係る事務のうち発売企画を除く全ての事務
 - 7 売りさばき及び
当せん金支払手数料 発売総額に対し 61,068,840円
 - 8 その他発売経費 発売総額に対し 20,300,000円
 - 9 受託申請期限 平成24年7月13日

西日本宝くじ事務協議会公告

当せん金付証票の発売に関し、当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第6条第3項の規定により次のとおり公告するので、受託を希望する銀行等は所定の日までに申請されたい。

平成24年6月29日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山・熊本の各市長の名において

- 西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 小川 洋
- 1 名 称 第2064回西日本宝くじ
 - 2 発売総額及び通数 500,000,000円

250万通

- 3 証 票 金 額 1枚 200円
- 4 発 売 期 間 平成24年10月24日から
平成24年11月6日まで
- 5 当せん金の総額 発売総額に対し 225,300,000円
- 6 委 託 対 象 事 務 当せん金付証票の発売に係る事務のうち発売企画を除く全ての事務
- 7 売りさばき及び
当せん金支払手数料 発売総額に対し 44,730,000円
- 8 その他発売経費 発売総額に対し 25,950,000円
- 9 受託申請期限 平成24年7月13日

西日本宝くじ事務協議会公告

当せん金付証票の発売に関し、当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第6条第3項の規定により次のとおり公告するので、受託を希望する銀行等は所定の日までに申請されたい。

平成24年6月29日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山・熊本の各市長の名において

- 西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 小川 洋
- 1 名 称 第2065回西日本宝くじ
 - 2 発売総額及び通数 300,000,000円
1組10万通 30組
 - 3 証 票 金 額 1枚 100円
 - 4 発 売 期 間 平成24年10月31日から
平成24年11月13日まで
 - 5 当せん金の総額 発売総額に対し 128,310,000円
 - 6 委 託 対 象 事 務 当せん金付証票の発売に係る事務のうち発売企画を除く全ての事務

の事務

7 売りさばき及び

当せん金支払手数料 発売総額に対し 29,628,900円

8 その他発売経費 発売総額に対し 12,120,000円

9 受託申請期限 平成24年7月13日

西日本宝くじ事務協議会公告

当せん金付証券の発売に関し、当せん金付証券法（昭和23年法律第144号）第6条第3項の規定により次のとおり公告するので、受託を希望する銀行等は所定の日までに申請されたい。

平成24年6月29日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山・熊本の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 小川 洋

1 名称 第2066回西日本宝くじ

2 発売総額及び通数 300,000,000円

1組10万通 30組

3 証券金額 1枚 100円

4 発売期間 平成24年11月14日から

平成24年11月27日まで

5 当せん金の総額 発売総額に対し 131,900,000円

6 委託対象事務 当せん金付証券の発売に係る事務のうち発売企画を除く全ての事務

7 売りさばき及び

当せん金支払手数料 発売総額に対し 29,757,945円

8 その他発売経費 発売総額に対し 12,120,000円

9 受託申請期限 平成24年7月13日

西日本宝くじ事務協議会公告

当せん金付証券の発売に関し、当せん金付証券法（昭和23年法律第144号）第6条第3項の規定により次のとおり公告するので、受託を希望する銀行等は所定の日までに申請されたい。

平成24年6月29日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山・熊本の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 小川 洋

1 名称 第2067回西日本宝くじ

2 発売総額及び通数 600,000,000円

300万通

3 証券金額 1枚 200円

4 発売期間 平成24年11月21日から

平成24年12月4日まで

5 当せん金の総額 発売総額に対し 270,060,000円

6 委託対象事務 当せん金付証券の発売に係る事務のうち発売企画を除く全ての事務

7 売りさばき及び

当せん金支払手数料 発売総額に対し 53,975,880円

8 その他発売経費 発売総額に対し 31,140,000円

9 受託申請期限 平成24年7月13日

西日本宝くじ事務協議会公告

当せん金付証券の発売に関し、当せん金付証券法（昭和23年法律第144号）第6条第3項の規定により次のとおり公告するので、受託を希望する銀行等は所定の日までに申請されたい。

平成24年6月29日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本

・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山・熊本の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 小川 洋

- 1 名 称 第2068回西日本宝くじ
- 2 発売総額及び通数 900,000,000円
450万通
- 3 証 票 金 額 1枚 200円
- 4 発 売 期 間 平成24年12月12日から
平成24年12月25日まで
- 5 当せん金の総額 発売総額に対し 404,910,000円
- 6 委 託 対 象 事 務 当せん金付証票の発売に係る事務のうち発売企画を除く全ての事務
- 7 売りさばき及び
当せん金支払手数料 発売総額に対し 81,149,985円
- 8 その他発売経費 発売総額に対し 46,710,000円
- 9 受 託 申 請 期 限 平成24年7月13日

西日本宝くじ事務協議会公告

当せん金付証票の発売に関し、当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第6条第3項の規定により次のとおり公告するので、受託を希望する銀行等は所定の日までに申請されたい。

平成24年6月29日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山・熊本の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 小川 洋

- 1 名 称 第2069回西日本宝くじ
- 2 発売総額及び通数 1,500,000,000円
1組10万通 75組

- 3 証 票 金 額 1枚 200円
- 4 発 売 期 間 平成24年12月22日から
平成25年1月8日まで
- 5 当せん金の総額 発売総額に対し 680,700,000円
- 6 委 託 対 象 事 務 当せん金付証票の発売に係る事務のうち発売企画を除く全ての事務
- 7 売りさばき及び
当せん金支払手数料 発売総額に対し 130,900,770円
- 8 その他発売経費 発売総額に対し 43,500,000円
- 9 受 託 申 請 期 限 平成24年7月13日

西日本宝くじ事務協議会公告

当せん金付証票の発売に関し、当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第6条第3項の規定により次のとおり公告するので、受託を希望する銀行等は所定の日までに申請されたい。

平成24年6月29日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山・熊本の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 小川 洋

- 1 名 称 第2070回西日本宝くじ
- 2 発売総額及び通数 1,200,000,000円
600万通
- 3 証 票 金 額 1枚 200円
- 4 発 売 期 間 平成24年12月26日から
平成25年1月8日まで
- 5 当せん金の総額 発売総額に対し 539,688,000円
- 6 委 託 対 象 事 務 当せん金付証票の発売に係る事務のうち発売企画を除く全ての事務

7 売りさばき及び

当せん金支払手数料 発売総額に対し 108,440,388円

8 その他発売経費 発売総額に対し 62,280,000円

9 受託申請期限 平成24年7月13日

西日本宝くじ事務協議会公告

当せん金付証券の発売に関し、当せん金付証券法（昭和23年法律第144号）第6条第3項の規定により次のとおり公告するので、受託を希望する銀行等は所定の日までに申請されたい。

平成24年6月29日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山・熊本の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 小川 洋

1 名称 第2071回西日本宝くじ

2 発売総額及び通数 300,000,000円

1組10万通 30組

3 証券金額 1枚 100円

4 発売期間 平成25年1月9日から

平成25年1月22日まで

5 当せん金の総額 発売総額に対し 124,900,000円

6 委託対象事務 当せん金付証券の発売に係る事務のうち発売企画を除く全ての事務

7 売りさばき及び

当せん金支払手数料 発売総額に対し 29,572,095円

8 その他発売経費 発売総額に対し 12,120,000円

9 受託申請期限 平成24年7月13日

西日本宝くじ事務協議会公告

当せん金付証券の発売に関し、当せん金付証券法（昭和23年法律第144号）第6条第3項の規定により次のとおり公告するので、受託を希望する銀行等は所定の日までに申請されたい。

平成24年6月29日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山・熊本の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 小川 洋

1 名称 第2072回西日本宝くじ

2 発売総額及び通数 600,000,000円

1組10万通 30組

3 証券金額 1枚 200円

4 発売期間 平成25年1月16日から

平成25年1月29日まで

5 当せん金の総額 発売総額に対し 271,900,000円

6 委託対象事務 当せん金付証券の発売に係る事務のうち発売企画を除く全ての事務

7 売りさばき及び

当せん金支払手数料 発売総額に対し 52,651,095円

8 その他発売経費 発売総額に対し 17,400,000円

9 受託申請期限 平成24年7月13日

西日本宝くじ事務協議会公告

当せん金付証券の発売に関し、当せん金付証券法（昭和23年法律第144号）第6条第3項の規定により次のとおり公告するので、受託を希望する銀行等は所定の日までに申請されたい。

平成24年6月29日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山・熊本の各市長

の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 小川 洋

- 1 名 称 第2073回西日本宝くじ
- 2 発売総額及び通数 500,000,000円
250万通
- 3 証 票 金 額 1 枚 200円
- 4 発 売 期 間 平成25年1月23日から
平成25年2月5日まで
- 5 当せん金の総額 発売総額に対し 224,870,000円
- 6 委 託 対 象 事 務 当せん金付証票の発売に係る事務のうち発売企画を除く全ての事務
- 7 売りさばき及び
当せん金支払手数料 発売総額に対し 45,191,895円
- 8 その他発売経費 発売総額に対し 25,950,000円
- 9 受 託 申 請 期 限 平成24年7月13日

西日本宝くじ事務協議会公告

当せん金付証票の発売に関し、当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第6条第3項の規定により次のとおり公告するので、受託を希望する銀行等は所定の日までに申請されたい。

平成24年6月29日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山・熊本の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 小川 洋

- 1 名 称 第2074回西日本宝くじ
- 2 発売総額及び通数 300,000,000円
1組10万通 30組
- 3 証 票 金 額 1 枚 100円

- 4 発 売 期 間 平成25年1月30日から
平成25年2月12日まで

- 5 当せん金の総額 発売総額に対し 136,950,000円
- 6 委 託 対 象 事 務 当せん金付証票の発売に係る事務のうち発売企画を除く全ての事務
- 7 売りさばき及び
当せん金支払手数料 発売総額に対し 29,527,995円
- 8 その他発売経費 発売総額に対し 12,120,000円
- 9 受 託 申 請 期 限 平成24年7月13日

西日本宝くじ事務協議会公告

当せん金付証票の発売に関し、当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第6条第3項の規定により次のとおり公告するので、受託を希望する銀行等は所定の日までに申請されたい。

平成24年6月29日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山・熊本の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 小川 洋

- 1 名 称 第2075回西日本宝くじ
- 2 発売総額及び通数 600,000,000円
300万通
- 3 証 票 金 額 1 枚 200円
- 4 発 売 期 間 平成25年2月6日から
平成25年2月19日まで
- 5 当せん金の総額 発売総額に対し 269,910,000円
- 6 委 託 対 象 事 務 当せん金付証票の発売に係る事務のうち発売企画を除く全ての事務
- 7 売りさばき及び

当せん金支払手数料 発売総額に対し 54,174,960円

8 その他発売経費 発売総額に対し 31,140,000円

9 受託申請期限 平成24年7月13日

西日本宝くじ事務協議会公告

当せん金付証券の発売に関し、当せん金付証券法（昭和23年法律第144号）第6条第3項の規定により次のとおり公告するので、受託を希望する銀行等は所定の日までに申請されたい。

平成24年6月29日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山・熊本の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 小川 洋

1 名称 第2076回西日本宝くじ

2 発売総額及び通数 300,000,000円

1組10万通 30組

3 証券金額 1枚 100円

4 発売期間 平成25年2月13日から

平成25年2月26日まで

5 当せん金の総額 発売総額に対し 134,900,000円

6 委託対象事務 当せん金付証券の発売に係る事務のうち発売企画を除く全ての事務

7 売りさばき及び

当せん金支払手数料 発売総額に対し 29,628,795円

8 その他発売経費 発売総額に対し 12,120,000円

9 受託申請期限 平成24年7月13日

西日本宝くじ事務協議会公告

当せん金付証券の発売に関し、当せん金付証券法（昭和23年法律第144号）第6条第

3項の規定により次のとおり公告するので、受託を希望する銀行等は所定の日までに申請されたい。

平成24年6月29日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山・熊本の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 小川 洋

1 名称 第2077回西日本宝くじ

2 発売総額及び通数 300,000,000円

1組10万通 30組

3 証券金額 1枚 100円

4 発売期間 平成25年2月27日から

平成25年3月12日まで

5 当せん金の総額 発売総額に対し 133,900,000円

6 委託対象事務 当せん金付証券の発売に係る事務のうち発売企画を除く全ての事務

7 売りさばき及び

当せん金支払手数料 発売総額に対し 29,597,295円

8 その他発売経費 発売総額に対し 12,120,000円

9 受託申請期限 平成24年7月13日

西日本宝くじ事務協議会公告

当せん金付証券の発売に関し、当せん金付証券法（昭和23年法律第144号）第6条第3項の規定により次のとおり公告するので、受託を希望する銀行等は所定の日までに申請されたい。

平成24年6月29日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山・熊本の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 小川 洋

- 1 名 称 第2078回西日本宝くじ
- 2 発売総額及び通数 500,000,000円
250万通
- 3 証 票 金 額 1枚 200円
- 4 発 売 期 間 平成25年3月6日から
平成25年3月19日まで
- 5 当せん金の総額 発売総額に対し 225,300,000円
- 6 委 託 対 象 事 務 当せん金付証票の発売に係る事務のうち発売企画を除く全ての事務
- 7 売りさばき及び
当せん金支払手数料 発売総額に対し 44,736,300円
- 8 その他発売経費 発売総額に対し 25,950,000円
- 9 受 託 申 請 期 限 平成24年7月13日

西日本宝くじ事務協議会公告

当せん金付証票の発売に関し、当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第6条第3項の規定により次のとおり公告するので、受託を希望する銀行等は所定の日までに申請されたい。

平成24年6月29日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山・熊本の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 小川 洋

- 1 名 称 第2079回西日本宝くじ
- 2 発売総額及び通数 600,000,000円
1組10万通 30組
- 3 証 票 金 額 1枚 200円
- 4 発 売 期 間 平成25年3月13日から

平成25年3月26日まで

- 5 当せん金の総額 発売総額に対し 271,800,000円
- 6 委 託 対 象 事 務 当せん金付証票の発売に係る事務のうち発売企画を除く全ての事務
- 7 売りさばき及び
当せん金支払手数料 発売総額に対し 52,308,690円
- 8 その他発売経費 発売総額に対し 17,400,000円
- 9 受 託 申 請 期 限 平成24年7月13日

西日本宝くじ事務協議会公告

当せん金付証票の発売に関し、当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第6条第3項の規定により次のとおり公告するので、受託を希望する銀行等は所定の日までに申請されたい。

平成24年6月29日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山・熊本の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 小川 洋

- 1 名 称 第2080回西日本宝くじ
- 2 発売総額及び通数 400,000,000円
200万通
- 3 証 票 金 額 1枚 200円
- 4 発 売 期 間 平成25年3月20日から
平成25年3月31日まで
- 5 当せん金の総額 発売総額に対し 179,880,000円
- 6 委 託 対 象 事 務 当せん金付証票の発売に係る事務のうち発売企画を除く全ての事務
- 7 売りさばき及び
当せん金支払手数料 発売総額に対し 36,172,080円

- 8 その他発売経費 発売総額に対し 20,760,000円
- 9 受託申請期限 平成24年7月13日